

規制影響分析書要旨

規制の名称	酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部化学物質対策課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成22年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>労働者の化学物質によるばく露防止対策を充実するため、酸化プロピレン及び1, 1-ジメチルヒドラジン¹を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する。これにより、事業者新たに作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置を義務付ける。</p> <p>また、酸化プロピレン、1, 4-ジクロロ-2-ブテン、1, 1-ジメチルヒドラジン及び1, 3-プロパンスルホン²を同令第18条の名称等を表示すべき有害物として指定し、これらのものを譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示を義務付ける。(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第22条、第31条の2、第57条、第65条第1項、第66条第2項及び第113条
想定される代替案	国の“通達”による作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	健康障害防止措置の義務付けにより、事業主に設備投資等の費用負担の増加が生じると考えられる。	健康障害防止措置に取り組む場合には、事業主に設備投資等の費用負担の増加が生じると考えられる。
(行政費用)	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。
(その他の社会的費用)	労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができる。	法的拘束力がないため効果は限定的で、保険給付は現状とほぼ同程度と見込まれる。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	酸化プロピレン等のばく露の防止により、がん等の発症による健康障害を防止することができる。	中小企業等をはじめとした多くの企業での対策の把握は難しいため、効果は限定され、健康障害を生じるおそれは現状と殆ど変わらない。
(事業者への便益)	酸化プロピレン等による職業がん等の発症を防止することにより、労働者の健康確保対策に資するとともに、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながるものである。	中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者に職業がんが発症するおそれは、設備の密閉化等に関して対策をとっていない現状と殆ど変わらない。
(国民全体への便益)	酸化プロピレン等による職業がん等の発症を防止することにより、労災保険財政に寄与する等、社会全体の健康障害防止に資するものである。	国の通達による行政指導では的確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者に職業がんが発症するおそれは現状と殆ど変わらない。
分析結果	<p>労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても既に規制を課し健康障害の防止を図っており、今般の酸化プロピレン等についても同様の規制を課すことから、事業者の費用負担の増を考慮しても必要なばく露防止対策の実施は適当と考えられる。本規制との比較に関しては、代替案(国の通達による行政指導)では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が十分に普及せず、そのため、職業がん等の発症を防止すること及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができないと考えられる。</p> <p>酸化プロピレン等による労働者の健康障害は重篤なものであり、全ての事業場において必要なばく露防止対策措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、法的強制力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長:菅野誠一郎(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長)報告書において、酸化プロピレン等4物質の規制の方向について、本規制と同様の規制が必要との結果が取りまとめられている。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	国際機関等における発がん性等の評価の見直し、酸化プロピレン等4物質による労働災害の多発等の場合に見直しを行う。	
備考	-	